Sharing Innovations

証券コード：4178

第14回　定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2022年3月28日(月曜日) 午前10時
午前９時半開場予定

開催場所

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー5階
株式会社Sharing Innovations 本社会議室

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　監査役の報酬額改定の件

目　　次

第14回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 3
(添付書類)
事業報告…… 10
連結計算書類…… 29
計算書類…… 31
監査報告…… 33

株式会社Sharing Innovations

株　主　各　位

証券コード：4178
2022年３月11日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
株式会社Sharing Innovations
代表取締役社長　飯　田　啓　之

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社の定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席はできるだけ控えていただき、書面によって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年３月25日（金曜日）午後７時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　2022年３月28日（月曜日）午前10時（午前９時半開場予定）
２．場　　所　　東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号恵比寿ガーデンプレイスタワー５階
株式会社Sharing Innovations 本社会議室
（末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第14期（2021年１月１日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第14期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　　定款一部変更の件
第２号議案　　取締役６名選任の件
第３号議案　　監査役１名選任の件
第４号議案　　監査役の報酬額改定の件

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(https://sharing-innovations.com/)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎株主総会決議通知の発送は行わず、本総会の結果は上記ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	（電子提供措置等） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新　　設）	（附則） （電子提供措置等に関する附則） 第42条　現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第１５条はなお効力を有する。 ３．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任については、任意の諮問機関である指名報酬委員会にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	イイダ　ヒロユキ **飯田　啓之** 1973年８月18日	1997年４月　日本電信電話㈱入社 1999年７月　東日本電信電話㈱へ転籍 2004年５月　㈱エムアウト入社 2005年９月　㈱ザマー設立、代表取締役就任 2007年４月　㈱ムロドー設立、代表取締役就任 2020年６月　当社代表取締役社長就任（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	ヤナギ　ケイタ **柳　径太** 1967年５月23日	1992年４月　アクセンチュア㈱入社 1997年５月　㈱チッタ エンタテイメント入社 2001年９月　学校法人滋慶学園入社 2008年５月　㈱ビズスタイル入社 2012年４月　共同印刷㈱入社 2014年６月　㈱デジタルアイデンティティ（現㈱Orchestra Holdings）入社 2017年７月　㈱デジタルアイデンティティ取締役就任 2019年１月　当社代表取締役社長就任 2020年６月　当社代表取締役会長就任（現任）	18,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	メガ　　シンジ **女鹿　慎司** 1988年12月30日	2011年４月　㈱フロムスクラッチ入社 2017年11月　㈱クラフトリッジへ転籍 2018年10月　㈱クラフトリッジ代表取締役就任 2019年２月　当社取締役デジタルトランスフォーメーション事業部門長就任 2021年４月　当社取締役システムソリューション部門長就任（現任）	16,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	ナカガワ　ヨシノリ 中川　義則 1980年5月6日	2004年４月　㈱共和トラスト入社 2005年９月　㈱ガルフネット入社 2010年２月　㈱三城入社 2017年１月　㈱セールスフォース・ドットコム（現㈱セールスフォース・ジャパン）入社 2019年１月　当社入社 2020年８月　当社取締役就任 2021年４月　当社取締役クラウドインテグレーション部門長就任（現任）	2,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	ウエムラ　ノリオ 上村　紀夫 1976年11月17日	2002年４月　東京女子医科大学 心臓血管外科入局 2008年５月　ロンドン大学経営学修士課程修了 2009年２月　㈱エリクシア設立、代表取締役就任（現任） 2020年10月　当社取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） ㈱エリクシア代表取締役	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 新任	ミズタニ　タケヒコ 水谷　健彦 1973年１月31日	1995年４月　㈱山野楽器入社 1997年１月　㈱テイハツ入社 1997年５月　㈱グランドベスト入社 1997年８月　㈱リクルート人材センター（現㈱リクルート）入社 2001年４月　㈱リンクアンドモチベーション入社 2008年３月　㈱リンクアンドモチベーション取締役就任 2013年５月　㈱ JAM設立、代表取締役就任（現任） 2015年１月　㈱フィールドマネージメント・ヒューマンリソース取締役就任 2017年６月　㈱PKSHA Technology社外取締役就任（現任） 2021年２月　AnyMind Japan㈱CHRO 就任(現任) 2021年６月　AnyMind Group㈱Managing Director 就任(現任) （重要な兼職の状況） ㈱ JAM代表取締役 ㈱PKSHA Technology社外取締役 AnyMind Japan㈱CHRO AnyMind Group㈱Managing Director	－

（注）１．上村紀夫氏及び水谷健彦氏は社外取締役候補者であります。
２．上村紀夫氏は株式会社エリクシアの代表取締役であり、当社は同社との間に産業医に関する契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．上村紀夫氏及び水谷健彦氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社取締役会においても、適切かつ有益な助言・提言・監督し、ガバナンス体制の強化に寄与いただくことを期待したためであります。また、両氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。
４．上村紀夫氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年６ヵ月となります。
５．当社は、上村紀夫氏との間で会社法第427条第１項の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、当社は、水谷健彦氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約における責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって塡補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
７．上村紀夫氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、水谷健彦氏の選任が承認された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。
８．栁径太氏は、過去10年以内において、当社親会社である株式会社Orchestra Holdings及びその子会社である株式会社デジタルアイデンティティの業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 中島由紀子氏は辞任により退任いたします。つきましては、監査体制を維持するため、新たに監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
新任	タナカ　ヨシカズ **田中　貴一** 1980年１月20日	2007年９月　弁護士登録 片岡総合法律事務所入所 2017年１月　弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー就任（現任） 2020年４月　日本大学法学部非常勤講師（現任） 2021年４月　地主フィナンシャルアドバイザーズ株式会社社外取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー 地主フィナンシャルアドバイザーズ株式会社社外取締役	－

（注）１．田中貴一氏は社外監査役候補者であります。

２．田中貴一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．田中貴一氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていきたいためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

４．当社は、田中貴一氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約における責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって塡補することとしております。田中貴一氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

６．田中貴一氏の選任が承認された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。

第４号議案　監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額については、2019年４月26日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬額を年額10,000千円の範囲内とご承認いただき現在に至っておりますが、コーポレート・ガバナンス体制の強化・拡充等諸般の事情を考慮し、以下のとおり監査役の報酬額を改定したいと存じます。

また、支給時期、配分などにつきましては、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

監査役の報酬額

年額　15,000千円の範囲内

以上

（提供書面）

事業報告（2021年１月１日から2021年12月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大に伴い、国からの非常事態宣言による不要不急の外出自粛や各種事業に対する営業活動の自粛要請の影響もあり先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業であるデジタルトランスフォーメーション（DX）事業を取り巻く環境といたしましては、IT人材不足が今後ますます深刻化し、2030年には約45万人程度までIT人材の不足規模が拡大するとの推計結果が出ております。（出所:経済産業省委託事業「IT人材需給に関する調査」）

また、デジタルトランスフォーメーションのトレンドが進展する中、生産性の向上や業務の効率化を目的にクラウドファースト戦略を実行する企業が増える他、新型コロナウイルス感染症の流行によって、「テレワークの導入」「デジタルビジネスの強化」などの喫緊の業務課題を解決するためにパブリッククラウドサービスを活用する企業も増加しております。2021年の国内パブリッククラウドサービス市場規模は前年比20.3％増の１兆5,087億円となると見込まれており、また、2020年～2025年の年間平均成長率は18.4％で推移して、2025年の市場規模は2020年比2.3倍の２兆9,134億円になると予測されております。（出所：IDCJapan株式会社「国内パブリッククラウドサービス市場 産業分野別予測、2021年～2025年」）

このような環境のもと、当社グループのデジタルトランスフォーメーション事業においては人材確保とIT技術の教育により、開発体制強化に努めてまいりました。また、プラットフォーム事業においては新規ユーザー獲得のためのプロモーション施策を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,477,384千円（前期比18.4％増）、営業利益380,061千円（同38.7％増）、経常利益384,911千円（同39.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益243,175千円（同37.6％増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① デジタルトランスフォーメーション事業

当事業においては、事業開始からM&Aを推進し、同時にIT人材の採用を行うことで開発体制の拡充を進めてまいりました。IT利活用の多様化・高度化に伴い拡大するIT需要を取り込み、各種Webシステム開発、スマホアプリ開発、クラウドインテグレーション等の案件受注が順調に拡大しております。

以上の結果、売上高は4,104,866千円（同21.0％増）、セグメント利益（営業利益）は523,866千円（同44.9％増）となりました。

② プラットフォーム事業

プラットフォーム事業においては、「チャットで話せる占いアプリ-ウラーラ」を主力としたスマートフォン向けアプリの企画・開発・運営などに取り組んでおります。

以上の結果、売上高は389,818千円（同1.6％減）、セグメント利益（営業利益）は52,770千円（同11.6％増）となりました。

2．重要な組織再編等の状況

記載すべき重要な事項はありません。

3．財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 11 期 (2018年12月期)	第 12 期 (2019年12月期)	第 13 期 (2020年12月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高（千円）	676,430	2,724,748	3,782,005	4,477,384
経常利益（千円）	58,737	150,507	275,799	384,911
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	61,832	73,971	176,686	243,175
1株当たり当期純利益（円）	29.88	23.10	48.28	65.03
総資産（千円）	580,522	1,420,360	1,575,875	2,102,643
純資産（千円）	387,903	866,434	1,043,504	1,497,797
1株当たり純資産額（円）	122.75	236.35	284.73	394.51

（注）1.1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2.当社は、2020年12月2日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区分	第 11 期 (2018年12月期)	第 12 期 (2019年12月期)	第 13 期 (2020年12月期)	第 14 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高 (千円)	568,241	2,076,778	3,781,997	4,463,233
経常利益 (千円)	61,503	127,897	291,723	396,267
当期純損益 (千円)	64,702	71,480	191,974	253,121
1株当たり当期純利益 (円)	31.27	22.32	52.45	67.69
総資産 (千円)	572,716	1,420,036	1,586,910	2,119,749
純資産 (千円)	390,773	866,813	1,058,788	1,523,882
1株当たり純資産額 (円)	123.66	236.45	288.91	401.38

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2020年12月2日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

４．対処すべき課題

(1)　新技術への対応

当社グループが属するIT業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年はIoT（注１）やVR（注２）の進展、AI（人工知能）の活用等により、テクノロジーの進化が進んでおります。

このような事業環境のもとで、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

（注）１．ＩｏＴとは、Internet of Thingsの略で、あらゆる物がインターネットを通じて繋がることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称であります。

２．ＶＲとは、Virtual Realityの略称であり、人間の感覚器官に働きかけ、現実ではないが実質的に現実のように感じられる環境を人工的に作り出す技術の総称であります。

(2)　海外展開への対応

経済活動のグローバル化に伴い、当社グループにおいても、海外市場への対応が必要であると認識しております。かかる課題に対して、当社グループでは市場調査を進めており、デジタルトランスフォーメーション事業においては、海外における事業体制の強化等を検討しております。なお、当社グループは現在ベトナム社会主義共和国にシステム開発を行う子会社を１社有しております。

(3)　人材確保と人材育成

当社グループの企業規模の拡大及び成長のためには、高付加価値なサービスを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると考えております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく必要があります。当社グループでは、採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善を図り、チームを構成する個々人の才能を伸ばす取り組みを推進してまいります。

(4)　内部管理体制の強化

当社グループは、今後より一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、並びに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化を推進してまいります。

また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

5．主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事業区分	事業内容
デジタルトランスフォーメーション事業	クラウドインテグレーション、WEBシステム開発
プラットフォーム事業	ネイティブアプリの企画・運営

6．主要な事業所及び使用人の状況（2021年12月31日現在）

⑴ 主要な事業所

① 当社

本社	東京都渋谷区
支社	福岡オフィス（福岡県福岡市）、福岡クラウドインテグレーション事業部オフィス（福岡県福岡市）、大分オフィス（大分県大分市）、広島オフィス（広島県広島市）

② 子会社

SHARING INNOVATIONS VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国
株式会社アップオンデマンド	京都府京都市

⑵ 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デジタルトランスフォーメーション事業	270名	53名増
プラットフォーム事業	4	増減なし
全社（共通）	15	8名増
合計	289	61名増

（注）1．使用人数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者は当連結会計年度の平均人数が使用人数の10%に満たないため、記載を省略しております。
2．全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門の使用人であります。
3．使用人数が前連結会計年度末と比べて61名増加しております。主な理由は、事業の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
255名	59名増	31.5歳	2.2年

（注）1．使用人数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者は当事業年度の平均人数が使用人数の10%に満たないため、記載を省略しております。
2．使用人数が前事業年度末と比べて59名増加しております。主な理由は、事業の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

7．重要な親会社及び子会社の状況

⑴ 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社Orchestra Holdings	194,637千円	70.5%	-

⑵ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

8．主要な借入先及び借入額（2021年12月31日現在）

該当事項はありません。

9．その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2021年３月24日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2 株式に関する事項

① 発行可能株式総数　12,000,000株

② 発行済株式の総数　3,793,300株

(注)発行済株式の総数は、新規上場に伴う公募増資により50,000株、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により25,800株及び新株予約権の権利行使により57,500株増加しております。

③ 株主数　2,137名

④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 Orchestra Holdings	2,675,000株	70.5%
株式会社 SBI証券	117,200株	3.1%
株式会社 日本カストディ銀行（信託口）	115,000株	3.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	51,700株	1.4%
NOMURA PB NOMINEES　LIMITED OMNIBUS-MARGIN（CASHPB）（常任代理人　野村證券株式会社）	49,500株	1.3%
増田 利光	48,700株	1.3%
野村證券株式会社自己振替口	34,100株	0.9%
楽天証券株式会社	32,900株	0.9%
住友生命保険相互会社（特別勘定）	18,600株	0.5%
栁 径太	18,000株	0.5%

（注）自己株式は保有しておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

1．当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	第１回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日	2019年６月24日	2020年７月15日
新株予約権の数	750	4,640
保有人数 当社取締役 （社外取締役を除く）	１名	１名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　7,500株	普通株式　46,400株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり230円	１株当たり690円
権利行使期間	2021年６月25日から2029年６月24日まで	2022年７月16日から2030年７月15日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）	（注）

（注）新株予約権の主な行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

２．当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

３．その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	飯田　啓之	
代表取締役会長	栁　径太	
取締役	女鹿　慎司	システムソリューション部門長
取締役	中川　義則	クラウドインテグレーション部門長
取締役	小川　恭平	コーポレートマネジメント部門長
取締役	上村　紀夫	株式会社エリクシア代表取締役
常勤監査役	富田　直樹	株式会社atA&C代表取締役
監査役	中島　由紀子	株式会社Orchestra Holdings監査役、株式会社デジタルアイデンティティ監査役、株式会社ワン・オー・ワン監査役、中島公認会計士事務所代表
監査役	清水　匡輔	弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー、株式会社SHOEI社外取締役

（注）1．取締役上村紀夫氏は、社外取締役であります。
2．監査役富田直樹氏及び清水匡輔氏は、社外監査役であります。
3．監査役富田直樹氏及び中島由紀子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役清水匡輔氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．取締役上村紀夫氏及び監査役清水匡輔氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6．中村慶郎氏は、2021年２月２日付で当社の取締役を辞任いたしました。

2．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役及び各監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定めた額を限度とする契約を締結しております。

3．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4．取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針については、任意の諮問機関である指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬の総額が株主総会の定める報酬の上限額を下回っており、また、社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数を占める指名報酬委員会が取締役会より諮問を受け、その内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.取締役の個人別の報酬等(業績連動報酬等または非金銭報酬等のいずれでもない報酬等に限り、以下「基本報酬」という。)の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、業績連動報酬等を設ける場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。

c. 非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、非金銭報酬等を設ける場合には、当該非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。

d. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等及び非金銭報酬等が存在しないため、報酬等の種類別の割合については具体的な割合を予め定めないものとする。

e. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記a～cに記載のとおり。なお、業績連動報酬等または非金銭報酬等を新たに設ける場合には、当該業績連動報酬等または非金銭報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。

ロ. 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬等は経営に対する独立性、客観性を確保する見地から固定報酬のみで構成されており、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会において役割等を勘案し協議にて決定しております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

a. 委任を受けた者の氏名並びに内容を決定した日における会社での地位及び担当
代表取締役社長 飯田啓之及び代表取締役会長 栁径太

b. 委任された権限の内容
各取締役の具体的な報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等以外）の決定

c. 権限を委任した理由
会社経営の最高責任者である代表取締役社長飯田啓之氏及び代表取締役会長栁径太氏が当社の事情に最も精通していることから、取締役の公正な評価と報酬等の配分を実現し、取締役のモチベーションアップに資するためであります。

d. 委任された権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合はその内容
社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数を占める指名報酬委員会が、取締役会の諮問に基づき答申された内容を基に、代表取締役社長飯田啓之氏及び代表取締役会長栁径太氏が報酬額を決定いたしました。

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	70,589 (3,000)	70,589 (3,000)	- (-)	- (-)	6 (1)
監　査　役 （うち社外監査役）	8,400 (8,400)	8,400 (8,400)	- (-)	- (-)	2 (2)
合　　計 （うち社外役員）	78,989 (11,400)	78,989 (11,400)	- (-)	- (-)	8 (3)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬等の額は、2020年６月１日開催の臨時株主総会で決議された報酬限度額年額500,000千円の範囲内で、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定することとしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名であります。
3．監査役の報酬等の額は、2019年４月26日開催の臨時株主総会で決議された報酬限度額年額10,000千円の範囲内で、監査役の協議により決定することとしております。株主総会終結時点の監査役の員数は２名であります。
4．上表の他、無報酬の取締役１名及び監査役が１名おります。

５．社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・社外取締役上村紀夫氏は、株式会社エリクシアの代表取締役であります。当社は、株式会社エリクシアより嘱託産業医サービスを受けております。
・社外監査役富田直樹氏は、株式会社atA&Cの代表取締役であります。株式会社atA&Cと当社との間には、特別な関係はありません。
・社外監査役清水匡輔氏は、弁護士法人ほくと総合法律事務所のパートナー及び株式会社SHOEIの社外取締役であります。弁護士法人ほくと総合法律事務所及び株式会社SHOEIと当社との間には、特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役　上　村　紀　夫	当事業年度開催の取締役会20回すべてに出席いたしました。 出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、意思決定に関し客観的・専門的視点から助言・提言等を行なうなど、当該役割を適切に果たしております。また当事業年度に開催された２回の指名報酬委員会では、委員長として役員の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
監査役　富　田　直　樹	当事業年度開催の取締役会20回、監査役会12回すべてに出席いたしました。 公認会計士としての専門的知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査の結果などについて適宜必要な発言を行っております。また当事業年度に開催された２回の指名報酬委員会では、委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
監査役　清　水　匡　輔	当事業年度開催の取締役会20回中19回、監査役会12回すべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査の結果などについて適宜必要な発言を行っております。また当事業年度に開催された２回の指名報酬委員会では、委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。

６．社外役員の報酬等の総額

	支　給　人　数	報　酬　等　の　額
社外役員の報酬等の総額等	３人	11,400千円

７．記載内容についての社外役員の意見

記載すべき重要な事項はありません。

5 会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、各種規程を制定したうえ、2020年1月22日付取締役会決議によって内部統制に関する基本方針を策定し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。

(a) 当社並びに子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ．当社は、当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、就業規則、コンプライアンス等に関する社内基準を設け、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築しております。

ⅱ．当社は、「取締役会規程」をはじめとする社内規程を制定し、取締役会に監査役が出席することを定め、また、各取締役が相互に牽制することにより取締役の業務執行を監督するものとしております。

ⅲ．当社は、コーポレートマネジメント部門をコンプライアンスの統括部署とし、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図ります。あわせてグループ内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容は適宜適切に対応いたします。

ⅳ．当社は、コーポレートマネジメント部門を統括部署として、当社グループにおける各部門及び各拠点を対象に当社グループの役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施いたします。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施いたします。

ⅴ．当社は、「反社会的勢力との取引防止規程」及び「コンプライアンス規程」を設けており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護規程」、「内部情報管理規程」等に従い、文書または電磁的記録により、保存及び管理しております。

(c) 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、取締役会が当社グループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役がリスク管理を行うとともに、内部通報制度を設けることによりリスク情報を一元的に管理し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時は企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。

(d) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることが確保するための体制

ⅰ．当社は、定例取締役会を毎月１回開催し、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。

ⅱ．日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担しております。

(e) 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制並びに子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告体制

ⅰ．当社は、親会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、当社の独立性を確保し、自律的な内部統制システムを整備しております。

ⅱ．当社は、当社グループ会社管理に関する基本事項を定めた関係会社管理規程を定めております。

ⅲ．当社は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社からの報告の受領並びに業務執行への指示等を行います。

ⅳ．当社と親会社グループとの取引については、取引の公正性及び合理性を確保し、適切に行うため、事前に取引内容等の条件概要を取締役会で承認したうえで、規定された手続きに則り行っております。また、親会社グループとの間で行われた全ての取引を取締役会へ報告しております。

ⅴ．当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社における重要事項を適宜報告させております。

ⅵ．当社のコーポレートマネジメント部門は「内部監査規程」に基づき、当社グループ会社の内部統制について監査を行うものとしております。また、親会社の内部統制監査に積極的に協力し、当企業集団の業務の適正を確保することに努めるものとしております。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

ⅰ．監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保いたします。

ⅱ．当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものといたします。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものといたします。

(g) 監査役への報告に関する体制、並びに報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ⅰ．当社グループの取締役及び使用人は、取締役会及びその他重要な会議において、または各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

ⅱ．監査役への報告・情報提供は以下のとおりといたします。
・重要な機関決定事項
・経営状況のうち重要な事項
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
・内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
・重大な法令・定款違反
・内部通報窓口その他への相談、通報状況等
・その他、重要事項
監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものといたします。

(h) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる前払いまたは債務の償還を請求した時は、その必要が認められない場合を除き、原則として速やかにこれを処理いたします。

(i) その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制
ⅰ．当社は、監査役の業務の遂行にあたり、当社各部門及びグループ各社に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力いたします。
ⅱ．当社は、監査役が、取締役会をはじめ、重要な会議に出席することを妨げません。
ⅲ．監査役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めるものといたします。

(j) 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するために、財務報告に係る内部統制の評価・報告体制を準備し、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものといたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2021年１月１日から2021年12月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。
(a) 主な会議開催状況として、取締役会は20回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保しました。その他、監査役会を12回開催いたしました。
(b) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
(c) 内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社は成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への利益還元を検討してまいりますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

8 株式会社の状況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

＜備考＞

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2021年12月31日　現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	1,589,615
現金及び預金	952,755
受取手形及び売掛金	561,024
仕掛品	18,401
その他	57,434
固定資産	513,027
有形固定資産	976
建物	54
工具、器具及び備品	921
無形固定資産	465,490
のれん	464,339
その他	1,150
投資その他の資産	46,561
繰延税金資産	20,046
その他	26,514
資産合計	2,102,643

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	604,845
買掛金	244,398
未払費用	107,472
賞与引当金	18,336
未払法人税等	109,401
その他	125,235
負債合計	604,845
（純資産の部）	
株主資本	1,496,956
資本金	436,525
資本剰余金	483,525
利益剰余金	576,905
その他の包括利益累計額	△471
為替換算調整勘定	△471
新株予約権	1,313
純資産合計	1,497,797
負債・純資産合計	2,102,643

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自2021年１月１日　至2021年12月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		4,477,384
売上原価		3,418,037
売上総利益		1,059,346
販売費及び一般管理費		679,284
営業利益		380,061
営業外収益		
受取利息及び配当金	22	
補助金収入	2,643	
為替差益	1,148	
消費税等簡易課税差額収入	929	
その他	106	4,850
営業外費用		
支払利息	1	1
経常利益		384,911
税金等調整前当期純利益		384,911
法人税、住民税及び事業税		138,054
法人税等調整額		3,681
当期純利益		243,175
親会社株主に帰属する当期純利益		243,175

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2021年12月31日　現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	1,553,088
現金及び預金	925,263
売掛金	554,760
仕掛品	18,338
その他	54,726
固定資産	566,661
有形固定資産	976
建物	54
工具、器具及び備品	921
無形固定資産	452,934
のれん	451,783
その他	1,150
投資その他の資産	112,750
関係会社株式	33,787
関係会社出資金	7,159
関係会社長期貸付金	27,000
繰延税金資産	20,046
その他	24,757
資産合計	2,119,749

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	595,867
買掛金	249,675
未払金	18,090
未払費用	98,823
未払法人税等	108,425
前受金	16,863
賞与引当金	18,336
その他	85,652
負債合計	595,867
（純資産の部）	
株主資本	1,522,569
資本金	436,525
資本剰余金	483,525
資本準備金	433,525
その他資本剰余金	50,000
利益剰余金	602,518
その他利益剰余金	602,518
繰越利益剰余金	602,518
新株予約権	1,313
純資産合計	1,523,882
負債・純資産合計	2,119,749

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自2021年１月１日　至2021年12月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		4,463,233
売上原価		3,424,278
売上総利益		1,038,955
販売費及び一般管理費		645,123
営業利益		393,831
営業外収益		
受取利息	140	
補助金収入	2,261	
その他	60	2,462
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	25	26
経常利益		396,267
税引前当期純利益		396,267
法人税、住民税及び事業税		139,463
法人税等調整額		3,681
当期純利益		253,121

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年２月22日

株式会社Sharing Innovations
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　根　津　美　香

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　八　幡　正　博

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社Sharing Innovationsの2021年１月１日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Sharing Innovations及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年２月２２日

株式会社Sharing Innovations
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　津　美　香
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	八　幡　正　博

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Sharing Innovationsの2021年１月１日から2021年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．後発事象

（自己株式の取得について）

当社は、2022年２月24日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1)　自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、自己株式の取得を行うものであります。

(2)　自己株式の取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類 当社普通株式

②取得しうる株式の総数 100,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.64％）

③株式の取得価額の総額 250百万円（上限）

④取得期間 2022年２月25日～2022年５月13日(約定日ベース)

⑤取得方法 市場買付

2022年２月24日

株式会社Sharing Innovations　監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	富　田　直　樹	㊞
監　査　役	中　島　由紀子	㊞
監　査　役 (社外監査役)	清　水　匡　輔	㊞

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会　場

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号 恵比寿ガーデンプレイスタワー５階
株式会社Sharing Innovations 本社会議室

交　通

●ＪＲ山手線・埼京線 恵比寿駅東口から
恵比寿スカイウォークで徒歩約５分
●東京メトロ日比谷線 恵比寿駅１番出口から
正面のエスカレーターに乗り、ＪＲ恵比寿駅東口から
恵比寿スカイウォークで徒歩約10分

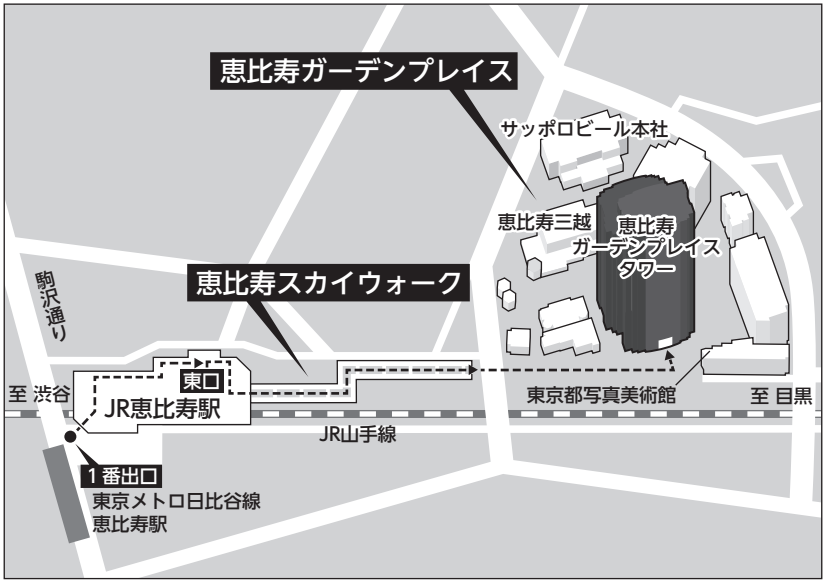

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。